

財務省告示第二百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年四月二十六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十六年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号

利付国庫債券（五年）（第三十六

二 発行の根拠

財政融資資金特別会計法（昭和

三 法律及びその

第二十六年法律第一百一号）第十一

四 法律及びその

条第一項及び国債整理基金特別

五 振替法の適

用等

六 発行方法

札（以下「価格競争札」とい

七 競争入札発行

う。）による発行（以下「価格競

八 競争入札と同時に行われる入

九 競争入札と同時に行われる入

十 競争入札と同時に行われる入

十一 競争入札と同時に行われる入

十二 競争入札と同時に行われる入

十三 競争入札と同時に行われる入

十四 競争入札と同時に行われる入

十五 競争入札と同時に行われる入

十六 競争入札と同時に行われる入

十七 競争入札と同時に行われる入

十八 競争入札と同時に行われる入

十九 競争入札と同時に行われる入

二十 競争入札と同時に行われる入

各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争

五 募入決定の
方 法

札発行

十二
十三

利率
の経過
の払込み

(一) 年〇・七パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
ものとして振替口座簿中の口座
に記載又は記録されるものにつ
いては、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額に
百分の二十を乗じた金額(ただし、
当該国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国法人
である場合には、前記(一)の算
式により算出した金額に当該非
居住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金額)
を控除することができる。

平成十六年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ)。

十四
初期利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五
第二期以

毎年三月二十日及び九月二十日

二十 十九 十八 十七 十六

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成十六年四月二十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百円につき百円 平成二十一年三月二十日 利子を払う。 六月間に属する 支払期とし、各支払期において